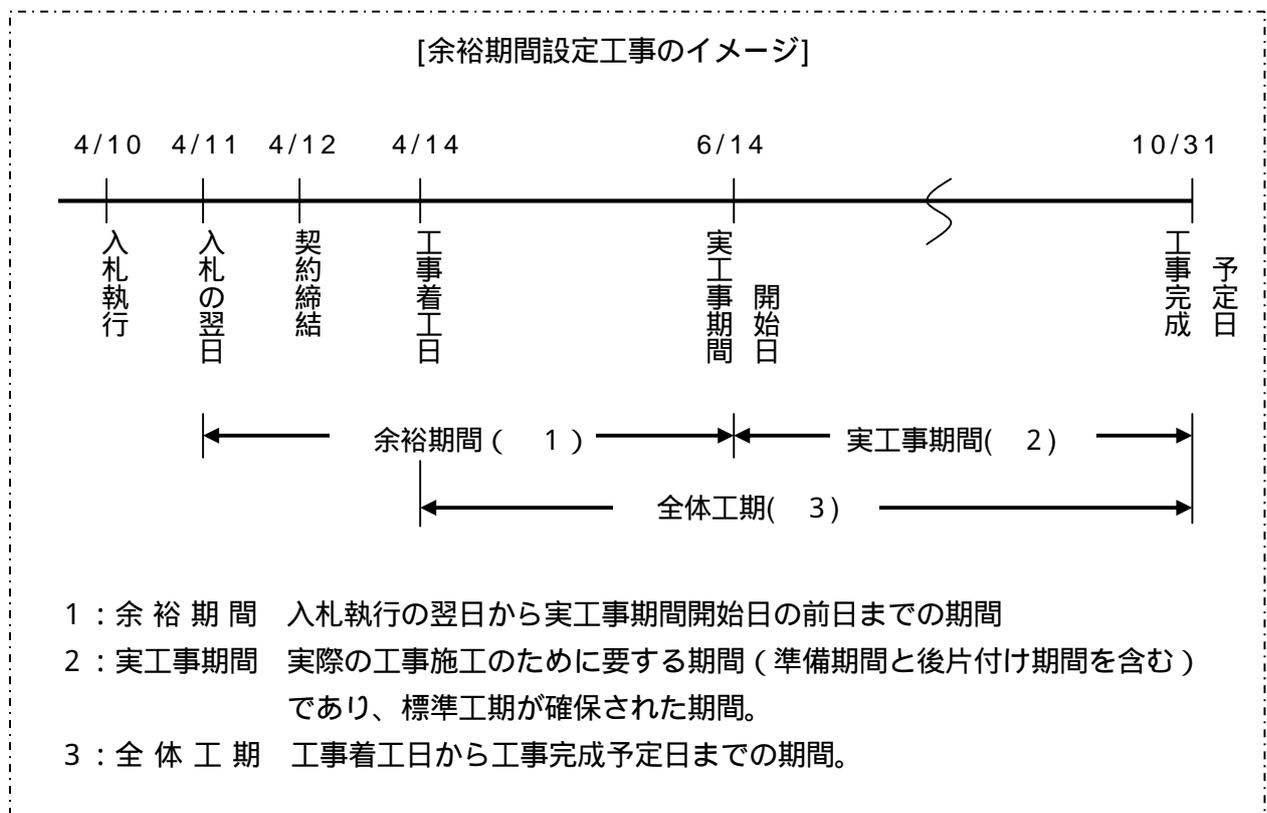


建設工事の工期における余裕期間の設定について

工期における余裕期間の設定につきましては、2月17日に公表いたしました「新たな施工確保対策について」の中でお知らせしたところですが、余裕期間を利用するにあたっての利用要領等を策定いたしましたのでお知らせいたします

1. 制度概要

受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間（入札執行の翌日から実工事期間開始日の前日までの期間）を設定することができるもの。



2. 対象工事

年度内（継続費や繰越明許費等が設定済の場合は当該期間内）に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件（設計変更による所要日数の変更、工事中止による工期延長等）を考慮して繰越が生じない工事。

なお、余裕期間の設定は、あくまで発注課の判断により、各工事ごとに必要に応じて設定するものであり、この条件を満たす工事の全てに設定するものではない。

3. 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告または指名通知を行う案件から実施。

4 . 利用要領

(1) 余裕期間の設定日数

余裕期間の設定日数（利用上限）は、工事ごとに指名通知（入札公告）及び仕様書に示すこととする。

(2) 余裕期間の利用

受注者は余裕期間の利用の有無を選択できる。受注者が余裕期間を利用する場合、全体工期の開始日以降、余裕期間内に実工事期間開始日を任意に設定し、当該期間内に準備が整った場合には速やかに着工するものとする。

(3) 契約関係書類

契約に係る書類の取扱いは以下のとおりとする。

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等通知書」（経歴書等の添付書類を含む）を除く契約書等の契約関係書類については、通常工事と同様の取扱いにより契約担当課へ提出するものとする。なお、「契約書」、「工程表」、「着工届」等の関係書類に記載する工期は、全体工期とする。

受注者は、余裕期間を利用する場合は、契約書の提出と併せて「余裕期間利用報告書」により契約担当課に実工事期間開始の予定日及び配置予定技術者を報告しなければならない。

契約（履行）保証をとる場合の期間については、全体工期を含むものとする。

(4) 前払金

受注者は、余裕期間の利用の有無に関わらず、前払金の支払の請求は、いわき市財務規則 163 条の規定により契約締結日から 20 日以内に行うことができる。

(5) 現場代理人及び主任技術者等の配置

現場代理人及び主任（監理）技術者の配置については以下のとおりとする。

受注者は、余裕期間中は現場代理人及び主任（監理）技術者の工事現場への常駐・専任は要しない。

本工事に配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者（以下、配置予定技術者）を他工事に配置することができるが、本工事の実工事期間開始日までには各配置予定技術者が担当する工事数が、本工事を含めても市長が認める担当可能な工事数以内となっていなければならない。

(6) 実工事期間開始の届出

受注者は、実工事期間開始日の 5 日前までに「実工事期間開始日報告書」及び「現場代理人及び主任技術者等通知書」（経歴書等の添付書類を含む）を契約担当課に提出しなければならない。

(7) 経費の負担

受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

(8) 余裕期間における現場の管理

契約締結の日から実工事期間開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

余裕期間設定工事を利用した場合の契約の流れ(イメージ)

